

公正取引委員会

連絡事項処理用紙

部長	副部長	産業労働総務課長	課長	副課長	組合担当		
							
訪問先	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所		年月日	平成29年8月16日(水) 11時～12時			
	坂本 経済取引指導官 藤原 経済係長		対応者	玉木課長、(報告者) 阪上主事 			
件名	京都生コンクリート協同組合連合会の設立認可についての相談						
内容	本日、これまで検討している京都生コンクリート協同組合連合会の設立について、公正取引委員会（以下、公取委）を訪問し、相談した内容は次のとおりでしたので、御報告します。 公取委より、以下の回答があった。 ・ 独禁法に違反する行為とは何かということだが、基本的には協同組合は独禁法の適応除外の団体になっている。 ・ ただし、組合外での価格等の制限を行う等、法適用除外の範囲外の行為もある。（A連合会の構成員B組合の販売価格を制限してはならない等。） ・ なお独禁法違反があった場合の情報共有についてであるが、独禁法上、守秘義務が課されており、公取委がどういった調査をしたかなどの情報を口外することは出来ない。 ・ 京都府と連携して情報提供し合うということは出来ないが、調査依頼の制度は設けており、何人でも調査依頼ができるところ。 ・ 本件についての、判断やコメントは出来ないが、何か追加でお話出来ることがあれば、後日連絡させてもらう。						

法律相談

連絡事項処理用紙

商業・経営 支援課長	副課長	組合担当		産業労働総 務課副課長	企画・地域戦略担当
					  
件 名	・京都生コンクリート協同組合連合会の設立認可に係る弁護士相談結果				
日 時	平成29年11月1日（火）午前11時00分～午前11時40分 場所：京都総合法律事務所				
出席者 等	（相手方）三野岳彦顧問弁護士 （当 方）白江副課長、阪上主事、辻村主事		電 話 訪 問 来 庁	記録者 阪上主事 	
三野弁護士に相談したところ、結果は以下のとおりでしたので、その概要を報告します。					
<相談内容> (A) 認可の判断において、役員に暴力団がいないか確認しておく必要があると考えるが、中小企業等協同組合法（以下、組合法）には、暴力団排除の規定がない。役員に暴力団関係者がいる場合は、京都府暴力団排除条例の違反を根拠に、組合法に基づく組合設立の認可を拒否できるか。（条例を根拠に、法律に基づく認可事務を否定できるか） (B) ☒氏が法人取締役でありながら労働組合に属していることで、労働組合法上の労働組合として認められないということがあった場合、その労働組合が権利行使できないのであって、違法ではなく、協同組合の認可には影響しないと考えるが、どうか。 <三野弁護士回答>					

連絡事項処理用紙

商業・経営 支援課長	副課長	組合担当	産業労働 総務課長	参事	産業労働総 務課副課長	企画・地域戦略担当
						  

件名 京都生コンクリート協同組合連合会の設立認可に係る弁護士相談結果<継続・3回目>

日時 平成29年9月15日(金) 午前13時30分～午前14時00分 場所: 国松法律事務所

出席者 等	(相手方) 国松治一顧問弁護士	電話 訪問 来庁	記録者 阪上主事 
	(当方) 玉木課長、白江副課長、阪上主事、辻村主事		

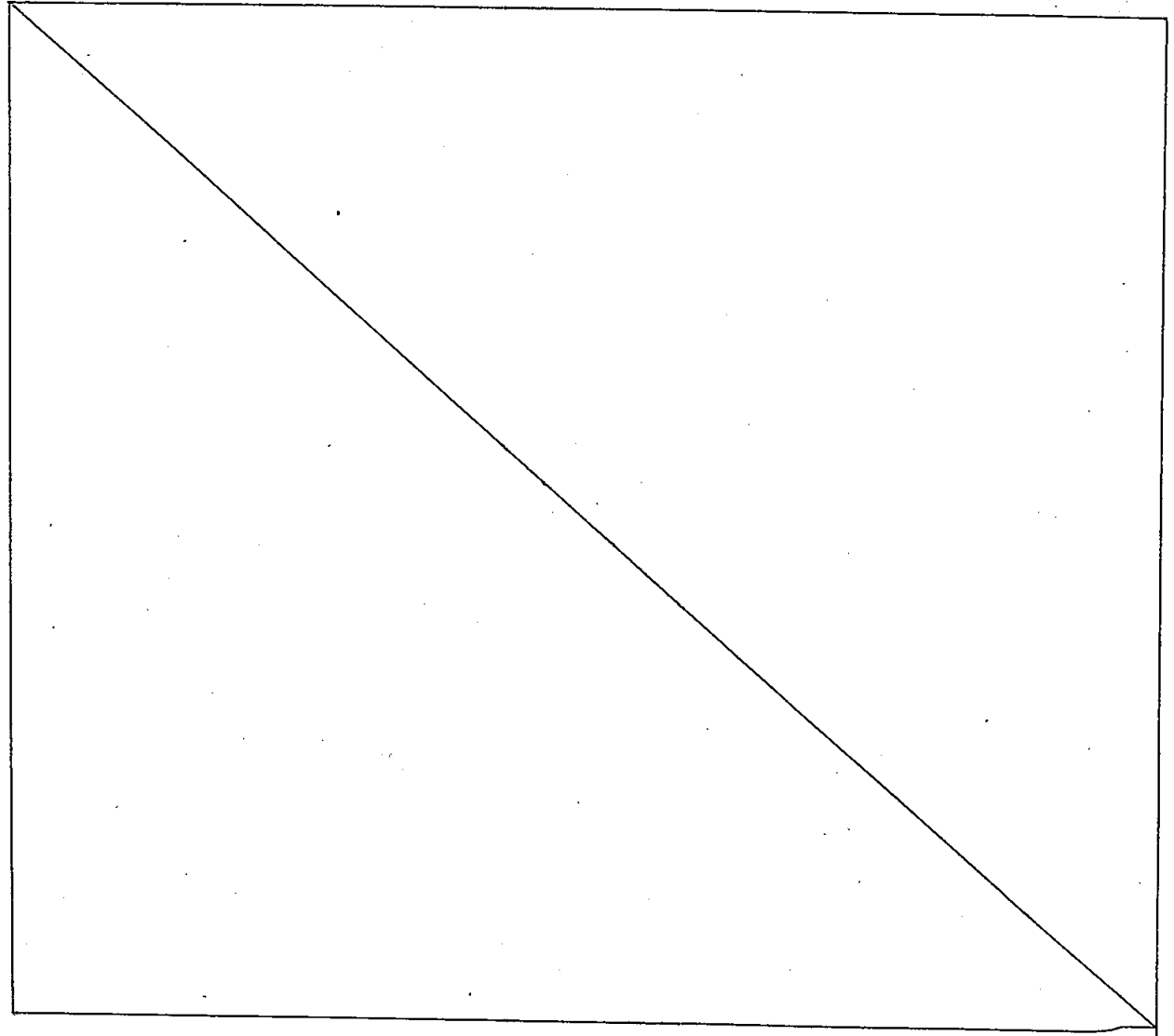
前回、8月31日に高田法務調査役に相談したところ、府排除条例の趣旨、経緯などが分かる顧問弁護士へ相談することを勧められた。国松弁護士に相談したところ、結果は以下のとおりでしたので、その概要を報告します。

<相談内容>

認可の判断において、役員に暴力団がないか確認しておく必要があると考えるが、中小企業等協同組合法(以下、組合法)には、暴力団排除の規定がない。

役員に暴力団関係者がいる場合は、京都府暴力団排除条例の違反を根拠に、組合法に基づく組合設立の認可を拒否できるか。(条例を根拠に、法律に基づく認可事務を否定できるか)

<国松治一弁護士回答>



連絡事項処理用紙

商業・経営 支援課長	副課長	組合担当			産業労働総 務課副課長	企画・地域戦略担当
						

件名 京都生コンクリート協同組合連合会の設立認可に係る弁護士相談結果<継続・2回目>

日時 平成29年8月31日(木) 午前11時 ~ 午前11時40分 場所: 政策法務課内

出席者等	(相手方) 高田沙織弁護士	電話	記録者
	(当方) 玉木課長、白江副課長、阪上主事、辻村主事、渡邊主事	訪問 来庁	

前回法律相談以降、連合会は平成29年7月12日に創立総会を開催後、8月10日に本課へ設立認可申請の提出。

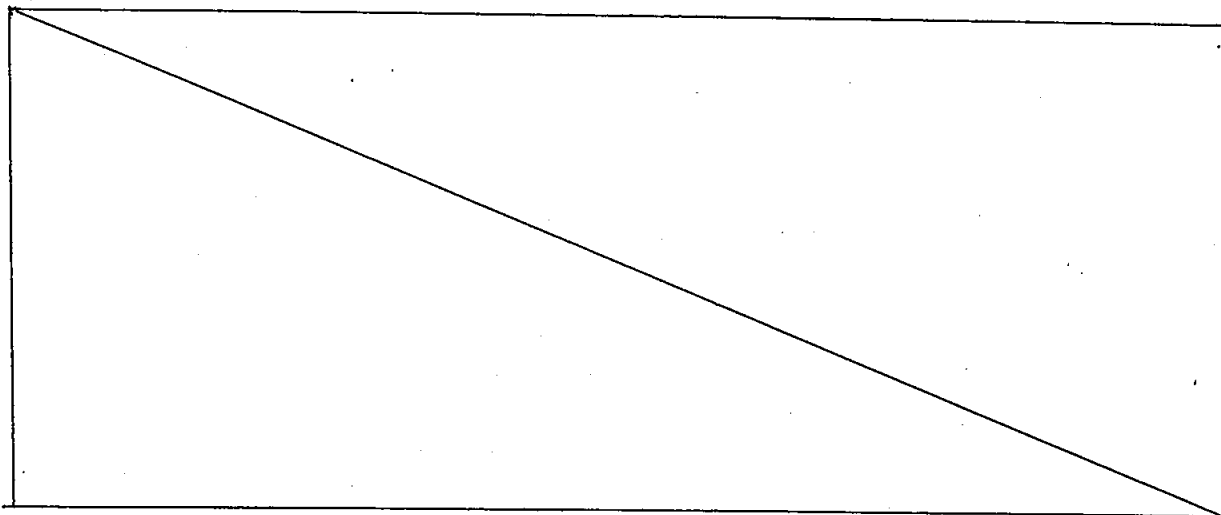
本件の今後の対応について、高田沙織弁護士に相談したところ、結果は以下のとおりでしたので、その概要を報告します。

<相談内容>

認可の判断において、役員に暴力団がないか確認しておく必要があると考えるが、中小企業等協同組合法(以下、組合法)には、暴力団排除の規定がない。

役員に暴力団関係者がいる場合は、京都府暴力団排除条例の違反を根拠に、組合法に基づく組合設立の認可を拒否できるか。(条例を根拠に、法律に基づく認可事務を否定できるか)

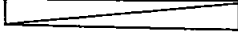
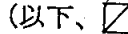
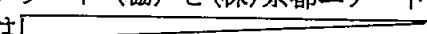
<高田沙織弁護士回答>



⇒以上より、再度顧問弁護士に相談を行うこととする。

連絡事項処理用紙

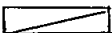
商業・経営 支援課長	副課長	組合担当	産業労働 総務課副課長	産業労働総 務課副課長	企画・地域戦略担当
					
件名 京都生コンクリート協同組合連合会の設立認可に係る弁護士相談結果					
日時 平成29年6月29日(木) 午前11時 ~ 午前11時30分 場所: 政策法務課内					
出席者等 (相手方) 高田沙織弁護士 (当方) 白江副課長、阪上主事、辻村主事 渡邊主事			電話 訪問 来庁	記録者 阪上主事 	

この度、府内4つの生コンクリート協同組合が京都生コンクリート協同組合連合会を設立したいとの相談があり、京都府中小企業団体中央会を窓口とし事前協議等を行っていた。平成29年6月14日に設立認可事前協議について部の決裁が終了し、創立総会の開催を了承した。今後7月12日の創立総会をもって、認可申請書が提出される見込みであったが、6月16日に  (以下、☒ ) より、当該認可申請について問題があるのではないかと問い合わせがあった。☒ の主張としては、①当連合会の構成組合である京都中央生コンクリート(協)と(株)京都エアードは同じ住所、電話番号であり実質同じものではないか。②  は  (いわゆる労働組合) の  である。労働組合法上、労働組合の役員が会社の役員になっているのは違法である。

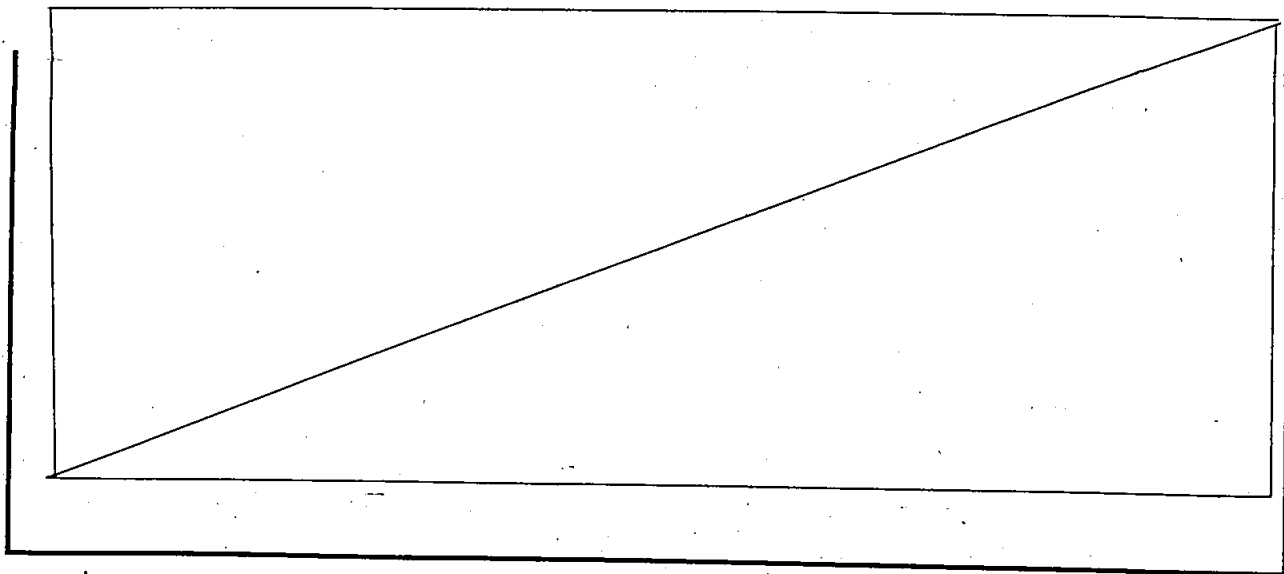
本件の今後の対応について、高田沙織弁護士に相談したところ、結果は以下のとおりでしたので、その概要を報告します。

<相談内容>

4組合が1つの連合体になろうとしているが、その1組合と関係のある法人の役員に法律上違反のある人物がいた場合、設立認可に影響を与えるかご助言いただきたい。

- ① 住所地や役員構成が同じである(株)京都エアードと京都中央生コンクリート(協)は、認可するにあたって同一法人とみなすのか。または全く別の法人とみなすのか。
- ②  が法人の取締役でありながら労働組合に属していることで、労働組合法上の労働組合として認められないということがあった場合、その労働組合が権利行使できないのであって、そのことは直接法人には影響しないし、協同組合認可においても影響を与えないと考えるが、どうか。

<高田沙織弁護士回答>



ヒアリング"

10/24

()

()

連絡事項処理用紙

部長	副部長	産業労働総務課長	課長	副課長	組合担当
					
来訪者 発信	発起人代表：井辻氏（京都生コン組合） □氏（□□□□） □氏（□□□□） 窓口行政書士：□氏（□□□□）		年月日	平成29年10月24日（火） 13時～13時45分	
	中央会：□□□□、□□□□		場所	参与室	
			対応者	玉木課長、辻村主事 （報告者）阪上主事 	
件名	京都生コンクリート協同組合連合会の設立認可に係るヒアリング				
内容	本日、件名連合会設立に係るヒアリングを行いました。その内容は次のとおりでしたので、御報告します。 （1）設立趣旨について（☒氏） 京都市、南部地域にある4組合で連合を作る。 生コンはどこでも同じものが出来、90分以内に納品しなければJIS規格にならない。こうした中で、価格競争や原価割れが起こっていた。 そのため、現状の様な組合ができ、価格の維持を行ってきた。 しかし、<u>道路が良くなり90分で行けるエリアが広がったことから、組合間で重なるエリアが出てきて、エリアの取り合いになる可能性がある。</u>これは、<u>中小企業を守る組合の趣旨に反するので、それぞれの組合が同じ土俵で話し合いする場が必要で、技術連携も出来る。</u>主には、そのための連合会設立である。 （2）事業内容、収支予算書について 連合会が発注案件の調整機能を果たす 全量を連合会を通せという趣旨ではなく、これまでどおり各組合でも販売等を行う。 名神から宇治川（南区や伏見区エリア）がどの組合も90分で行けるエリアであるため、激戦区となっている。まずは、このエリアの調整機能から始めて行く予定。（各社、仕事量にバラツキがあるので分配していく） （☒氏、☒氏） Q：各組合が合併して1つになるのではなく、連合会という形にした経緯は。 A：すでに各々の組合での形があり、経営状況や事情を踏まえるとすぐに1つになることは不可能。<u>各々の組合の特色を残しつつ連合会を設立したい。</u>（☒氏） 発注の仕方も組合によってはバラバラである。（企業が直接受ける場合、組合が受ける場合）（☒氏） Q：連合会が設立されたら、受注の仕方はどうなるのか。 A：日々の出荷状況を見て、連合会から各組合に対して発注し、これまでどおり各組合は組合員企業に割り振る。（☒氏） Q：連合会が買い取るような記載をされてるが。 A：生コンは基本的には製造業者は直接売らず、販売会社が生コンを売る。 連合会においては、 連合会→4組合に発注→連合会が仕入→連合会が販売 また、これまで通りの取引（各組合や組合員企業での販売）も制限はせず、				

可とする。(☒ 氏)

Q: 普通は、企業から受注があれば受けると思うが、そうすると連合会での取引は少なくなるか。

A: 初期は少ないと思う。(☒ 氏)

Q: 連合会を設立する意味はあるのか。

A: 稼働率が低いと、組合同士で仕事をくれないかという相談は今でもある。

しかし、連合会が各組合の出荷状況をデータベースとして持ち、窓口を連合会にすることで相談しやすくなる。

このまま、組合間で競争しあっていたら、どんどん業界が疲弊してしまう。連合会の調整機能が必要である。(☒ 氏)

Q: 次年度の収支予算の ☒ m3 はどのような数量なのか。

A: いきなり初年度では、そこまでは難しい。

4つの組合の年間総量である。現在21社いる。(近々、2社が加入し23社となる見込み) (☒ 氏)

Q: 事務局員は2人で見込まれているが、どうか。

A: 状況によって、変動する。(☒ 氏)

Q: 販売価格はどうなるのか。員外利用はあるのか。

A: 現在は、各協同組合が価格表を持っており、組合によって微妙に価格が違う。今回も連合会の価格表を作る予定。(例えば、組合価格が1万であったら、1万200円とかそれぐらいの誤差である) 員外利用はない。(☒ 氏)

Q: 各組合の中で今回の事業については周知されているのか。みんなが同じ方向を向いているのか。

A: もちろんである。各組合はそれぞれ規模は小さく、全員が理事であるため、理事会などで周知している。同じ方向を向いていないと申請しない。違う方向を向いている人がいるのか。(☒ 氏)

⇒そういう訳ではないが、皆さんにお聞きしていること。

Q: 事務所についてはどのような状況か。

A: 京都生コン組合の事務所の空いているフロアを借りる予定。

机などを置けるようにしている。組合名の表示もするし、独立性、機密性も守られている。(☒ 氏)

(3) 組合法の基本目的の説明 (課長)

組合法第5条 (基準及び原則) について別紙を配布し、説明した。

(4) 認可後の流れについての説明 (阪上)

ヒアリング結果を踏まえた上で検討し、決裁を行い、認可となった場合の流れについて別紙フロー図を配布し、一般的な説明をした。

(※設立登記、税務署への届出、法人設立後に違法行為があった場合の処分等)

(5) その他

認可はいつ頃になるのか。1年後とかになると困る (☒ : ☒ 氏)

⇒いつとはお答えできないが、これから決裁を回し、認可作業を行う。

1年後とかにはならない。(課長)

来月にはもらえるのか。(☒ 氏) ⇒なんとも言えない。(課長)

(6) ヒアリング後中央会との検討事項

- ・連合会受注の規模について、収支予算では4組合の総量を記載しているが、初年度はその数量までは難しいという話があったが、収支予算を実数どおりに修正してもらう必要があるのではないか。(課長)

⇒組合に確認する。(〇〇氏)

- ・〇〇氏が述べたのは、実際は、連合会を通さず受注する可能性があるもので、少なくなるかもしれないという趣旨であった。基本的には連合会での受注を想定しており、4組合の総量で計画している。少なくなる可能性はあるが、実数までは分からないので、修正する必要はないとのこと。

(〇〇氏)

⇒このままの収支予算書で可とする。

○中小企業等協同組合法〈抜粋〉

(昭和二十四年六月一日)

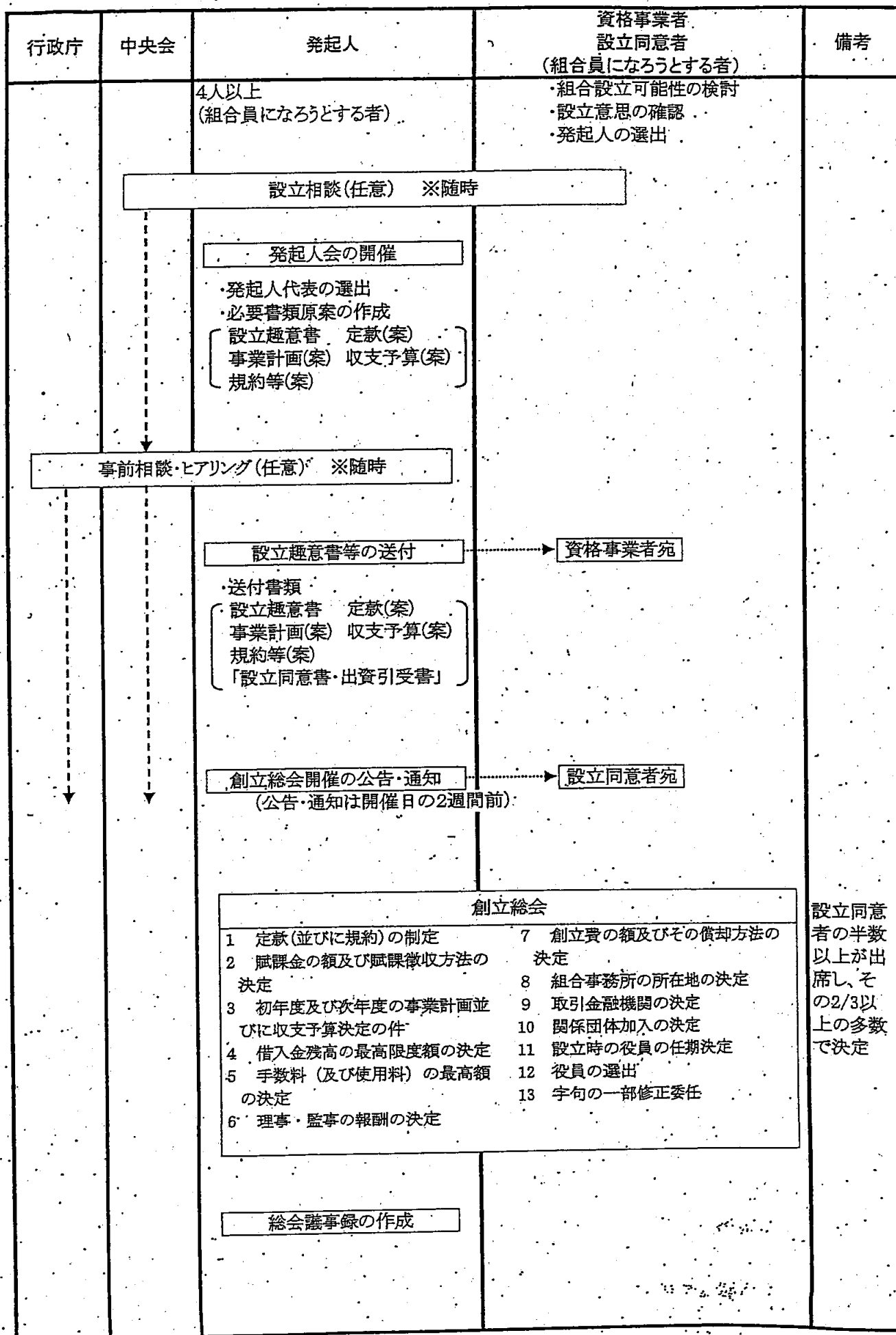
(法律第百八十一号)

(基準及び原則)

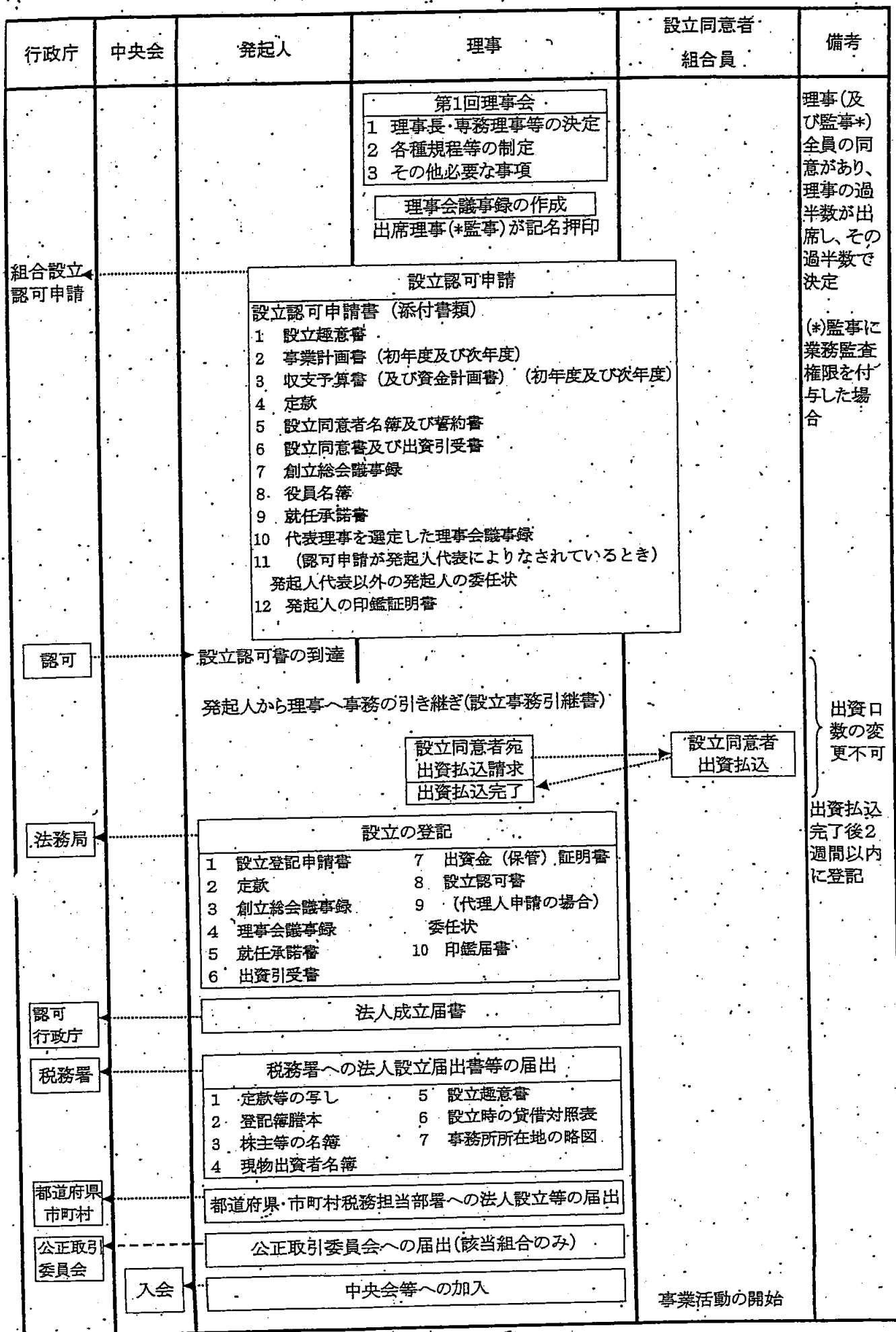
第五条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)の相互扶助を目的とすること。
 - 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
 - 四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。
- 2 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。
 - 3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

組合設立手続フロー図



設立同意者の半数以上が出席し、その2/3以上の多数で決定



平成 年 月 日

京都府知事 ○○○○ 様

組合の住所及び名称
代表理事の氏名

㊟

中小企業等協同組合設立届書

下記のとおり登記事項証明書を添えて、中小企業等協同組合の成立を届け出ます。

記

- 1 事務所の所在地
住所
電話番号
FAX番号

- 2 成立の年月日
平成 年 月 日

(別添書類) 登記事項証明書又はその写し

決裁権者

商工労働観光部長

編てつ
番 号

36-15

起因日 平 29 . 11 . 14		起案日 平 29 . 11 . 14		決裁日 平 29 . 12 . 28		施行日 平 29 . 12 . 28	
文書分類 商 - 1 - 7 - 2 (許認可)		保存年数 (永) 年 (年度まで)		例文 第 号		文書番号 9商 第688号	
文書主任 審 査 	文書審査担当課審査		件名目録 登 載	浄書	校合 	公印 	発送 1/4 475 ☒ 既
起案者 商業・経営支援課 組合担当 阪上主事  内線 4827 番				公開状況			

件名

中小企業等協同組合の設立認可について

<京都生コンクリート協同組合連合会>

商工労働観光部長

商工労働観光部副部長

商業・経営支援課長

副課長
(組合担当)

ものづくり振興課長

副課長
(中小企業育成担当)

産業等関係務課長

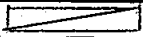
伺　い

標記のことについて、設立発起人代表　京都生コンクリート協同組合　代表
理事　井辻　喜和／から、平成２９年８月１０日付けで、京都生コンクリート
協同組合連合会の設立認可申請書が提出されました。

その内容を審査したところ、別添調書のとおり法令違反事項はなく、適正で
あると認められますので、中小企業等協同組合法第２７条の２第１項の規定に
より、案の１により認可するとともに、案の２により申請者あて通知すること
としてよろしいか。

事業協同組合設立判定調書

(平成29年11月14日)

組 合 名	京都生コンクリート協同組合連合会			発起人代表	
所 在 地	京都市南区東九条明田町8番地			京都市南区東九条明田町8番地	
業 種	製造業			京都生コンクリート協同組合 代表理事 井辻 喜和	
経 過	平成29年4月	設立相談	担 当	中央会	
	平成29年6月	基本的事項の事前協議完了	担 当	〃	
			担 当		
設立の目的	現在、生コンクリート業界では、落ち込んでいる市況の中で、従来の限定された小さなエリアだけでは、安定した受注機会を確保することが困難になってきている。一方で、輸送手段や生コンの品質、保存方法などが近年、向上しており、供給可能なエリアは拡大傾向にある。 受注規模に応じた柔軟で効率的な供給体制を組合連携のもと構築することで、ジャスト・イン・タイムで各工場の生産状況や各車両の稼働能力に応じた効率的な生コン製造、供給が可能となり、安定的な受注の確保、生産性の向上、車両維持管理費や人件費などの削減効果も期待できる。 よって、スケールメリットを活かし、各事業者の経営安定、高品質な生コン供給の維持を図り、業界振興や地域発展に貢献することを連合会設立の目的とする。				
事業計画 資金計画 等について	1. 名 称 京都生コンクリート協同組合連合会 ……可 2. 地 区 京都市、向日市、長岡京市、宇治市、城陽市 木津川市、京田辺市、八幡市、綴喜郡及び相楽郡 ……可 3. 事務所の所在地 京都市南区東九条明田町8番地 ……可 4. 組合員資格及び設立同意者の資格の適正 ……可 ①生コンクリートの製造の事業を資格事業とする協同組合 ②本会の地区内に事業場を有すること 5. 事業内容 ……可 ①共同販売に関する事業 ②教育及び情報の提供に関する事業 ③福利厚生に関する事業 ④各号の事業に附帯する事業 6. 資 金 調 達 ……可 出資金 4,000千円 7. 収 支 予 算 初年度 3,220,037千円 ……可 次年度 12,873,330千円				
認可の可否	認可は可である。				

提出書類の検討	設立認可申請書	可 / /
	定款	可 / /
	事業計画書	可 / /
	収支予算書	可 / /
	設立趣意書	可 / /
	創立総会議事録	可 / /
	役員名簿	可 / (理事10人、監事1人) /
	第1回理事会議事録	可 / /
	役員就任承諾書	可 / /
	設立同意者名簿及び誓約書	可 / (設立同意者数：4人) /
	設立同意書及び出資引受書	可 / /
	委任状	可 / /
	設立発起人印鑑証明書	可 / /
手続き	設立発起人	4人 /
	創立総会	平成29年 6月27日公告 / 平成29年 7月12日開催 /

2週間前公告 ✓

(案の1)

京都府指令 9 商第 688 号

京都市南区東九条明田町 8 番地

京都生コンクリート協同組合連合会

設立発起人代表

京都市南区東九条明田町 8 番地

京都生コンクリート協同組合

代表理事 井辻 喜和

平成29年 8 月10日付けで申請の京都生コンクリート協同組合連合会の設立については、認可します。

平成29年/2月28日

京都府知事 山田 啓二

(第2号)

9 商 第 688 号
平成29年12月28日

京都生コンクリート協同組合連合会
設立発起人代表
京都生コンクリート協同組合
代表理事 井辻 喜和 様

京都府商工労働観光部長
(公印省略)

中小企業等協同組合の設立認可について (通知)

平成29年8月10日付けで申請のことについては、別添のとおり認可されましたので、通知します。

なお、中小企業等協同組合法第84条の規定により、出資第1回の払込みがあった日から2週間以内に設立の登記をしてください。

また、設立の登記後は、登記簿の謄本を添えて中小企業等協同組合成立届出書を提出してください。

担当	商業・経営支援課 組合担当
電話	075-414-4826